

「債券サブグループ」運営要領

1. 設置の趣旨

本サブグループは、「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）のサブグループとして、委員会運営要領2.（1）に基づき、債券市場における金利指標の移行の円滑化と促進および LIBOR の公表停止に伴うリスクの緩和のため、円の銀行間金利である IBOR（円 LIBOR、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR）を参照している債券に関して検討を行う。

2. 検討事項

（1）本サブグループは、実務的または専門的な観点から、以下に掲げる事項について検討する。

- ① 債券において参照される金利指標の選択肢の整理およびその使い分けに関する基本的な考え方（IBOR／リスク・フリー・レート、フォワード・ルッキングなレート／バックワード・ルッキングなレート、必要なテナーの検討等を含む。）
- ② 日本円の「リスク・フリー・レート」として特定された無担保コール0/N物レートをもとにしたターム物金利を参照する場合の、新規契約上の手当その他の実務面の課題および対応策の整理
- ③ LIBOR 等の指標金利を参照している既発債において、LIBOR 等の指標金利が公表停止した場合の手当ての考え方（フォールバック条項等）

（2）（1）に掲げる事項以外に、本サブグループの議長（共同議長を含む。以下同じ。）が必要と認めるものについては、委員会の承認を得て、本サブグループの検討事項とすることができる。

3. 構成・運営

（1）本サブグループのメンバーは、本サブグループの設置の趣旨に照らし必要な検討を行うため、債券の関係者をもって構成する。

- (2) 本サブグループには、議長を置く。議長は、メンバーの互選により選出する。
- (3) 本サブグループのオブザーバーは、以下に掲げるものとする。
 - ① 証券保管振替機構
 - ② 金融庁
 - ③ 日本銀行
- (4) 本サブグループの議長は、必要に応じ、関係者を本サブグループに参加させ、または傍聴させることができる。
- (5) 本サブグループの事務局は、日本銀行が務める。事務局は、議事次第の作成およびメンバーへの周知、会場の提供等、本サブグループの庶務を処理する。
- (6) 本サブグループにおける検討事項の取りまとめは、意見の一致を原則とする。

4. 報告・公表等

- (1) 本サブグループの議長は、本サブグループにおける検討事項の取りまとめの結果を委員会に報告する。ただし、意見の一致による取りまとめが困難な事項については、本サブグループの議長は、少数意見についても委員会に報告するものとする。
- (2) 本サブグループの会議は非公開とする。本サブグループの議論の概要については、委員会の議事要旨において公表することとする。

5. その他

- (1) 本サブグループの参加者は、非公開情報の取扱い、独占禁止法等の遵守その他の事項について、委員会運営要領に従う。
- (2) 本サブグループの運営に必要な事項で本要領および委員会運営要領に定めのない事項は、本サブグループの議長がこれを決定する。

以 上